

事務連絡
令和2年12月17日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（感染症対策
専門家派遣等事業）の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の小規模患者クラスター（集団）が一部地域で発生するなど早急に感染拡大防止対策を講じる必要が生じた場合に、感染症対策に係る専門家を派遣し、現地活動を行う場合については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に定める感染症専門家派遣等事業（以下「専門家派遣等事業」という。）として実施いただいているところです。

また、専門家等派遣事業として実施される場合は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の補助対象となりますが、派遣費用等の補助基準等については、各地方自治体が実情に応じて適切に定めることとなっています。

今般、別添の事務連絡により、医師・看護師等の処遇にも配慮する観点から、クラスターが発生した医療機関等に対する「DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業」において、重点医療機関に医師や看護師等を派遣する場合の補助上限額が引き上げられた趣旨を踏まえ、専門家派遣等事業においても、応援を行う保健師等の専門職を派遣する際には、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

- 別添1 新型コロナウイルス感染症の院内感染によりクラスターが発生した医療機関等への財政的な支援及び医師・看護師等派遣の支援について（令和2年12月14日厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課事務連絡）
- 別添2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（令和2年12月14日厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）